

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の概要

- 地方自治法改正を中心に -

公布11.7.16(法律87)

1 国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化

1) 国及び地方公共団体が分担すべき役割（法1の2）

(1) 地方自治法において、地方公共団体の役割と国の配慮に関する規定を設けることにより、各般の行政を展開する上での国・地方公共団体が分担すべき役割を明確化。

<国と地方公共団体との役割分担の基本方向>

(2) 地方公共団体の役割（1の2）

・住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

(3) 国の役割（1の2） 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、

- ・国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ・全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動・地方自治に関する基本的な準則に関する事務

- ・全国的な規模で、全国的な視点に立って行わなければならない施策・事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担う。

住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねる。

<国の配慮事項>

- 地方公共団体との間で適切に役割を分担。

- 地方公共団体に関する制度の策定、施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性・自立性が十分に発揮されるようにすべき。

2) 普通地方公共団体の権能（法2）

(1) 普通地方公共団体の一般的な権能を定める法2条2項について、従来の3事務区分（公事務、団体委任事務、行政事務）を見直す。

(2) 「普通地方公共団体が一定の行政区域において行政権能を担う団体であり、その地域においては幅広い処理権能を有する」ことを過不足なく規定。

普通地方公共団体は、「地域における事務」及び「その他の事務で法律・政令により処理することとされるもの」を処理する（2）。

(3) 事務の例示（現2）を廃止。

3) 地方公共団体の事務に関する国の役割等（法2～）

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との役割分担を：踏えたものとすべき（2）<国の立法における配慮>。踏まえて解釈・運用すべき（2）<解釈原則>。

国は、自治事務について地方公共団体が地域の特性に応じて処理することができるよう特に配慮すべき（2）<自治事務の処理に関する国の配慮>。

2 機関委任事務制度の廃止

1) 自治事務、法定受託事務（法2～、320、321）。

(1) 知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組みである機関委任事務制度を廃止（148）。

機関委任事務に係る国の包括的な指揮監督権（現150）、知事の取消・停止権（現151）、職務執行命令（現151の2）の廃止等、機関委任事務制度の根幹を規定する地方自治法の関連規定を削除。機関委任事務に関する諸規定の整備。

(2) 機関委任事務制度の廃止後における新たな事務区分の下において、地方公共団体の処理する事務

を、自治事務と法定受託事務とに区分。

「自治事務」は、普通地方公共団体が処理する事務のうち法定受託事務以外のもの（2）。

「法定受託事務」は、次の事務（2）。

法律・政令により都道府県、市町村・特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律・政令に特に定めるもの（第1号法定受託事務：別表1）

法律・政令により市町村・特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律・政令に特に定めるもの（第2号法定受託事務：別表2）

(3) 地方自治法に基づく従前の機関委任事務を、自治事務と法定受託事務とに区分（320、321）。

(4) 個々の機関委任事務を定めている各省庁所管の個別法の改正を行い、地方公共団体が処理するものを当該事務を自治事務と法定受託事務とに区分。

法定受託事務を個別法(247本)で明示的に規定。地方自治法別表に一覧掲載。

(5) 第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにする、

地方分権推進の観点から検討を加え、適宜適切な見直しを行う（一括法附則250）。

（参考）法定受託事務は、次のマルクマールに該当する事務（地方分権推進計画）

国家の統治の基本に密接な関連を有する事務

根幹的部分を国が直接執行している事務

・国が設置した公物の管理、国立公園の管理、国定公園内における指定等

・広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水、天然資源の適正管理

・環境保全のために国が設定した環境の基準、規制の基準を補完する事務

・信用秩序に重大な影響を及ぼす金融機関等の監督等

・医薬品等の製造の規制

・麻薬等の取締り

全国単一の制度又は全国一律の基準により行う給付金の支給等に関する事務

・生存に係わるナショナルミニマムを確保するため、全国一律に公平・平等に行う給付金支給等

・全国単一の制度として、国が拠出を求め運営する保険、給付金の支給等

・国が行う国家補償給付等

広域にわたり国民に健康被害が生じること等を防止するために行う伝染病のまん延防止や医薬品等の流通の取締り

・法定の伝染病のまん延防止

・公衆衛生上、重大な影響を及ぼすおそれのある医薬品等の全国的な流通の取締り

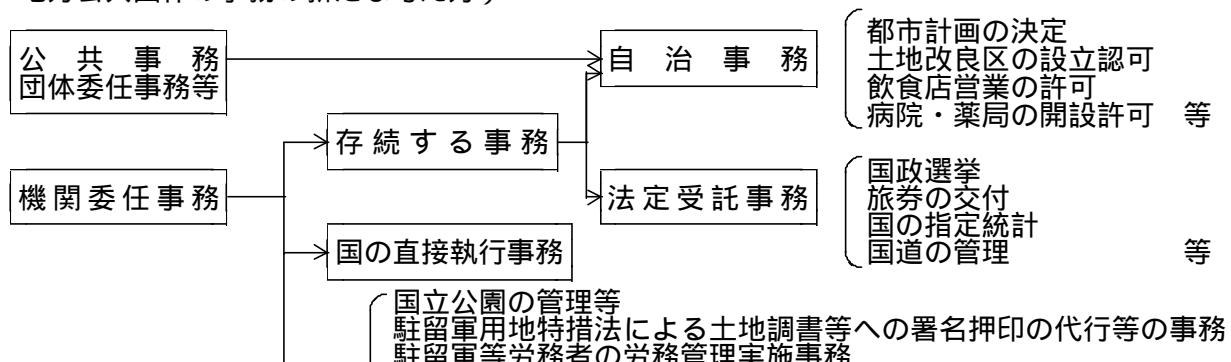
精神障害者等に対する本人の同意によらない入院措置に関する事務

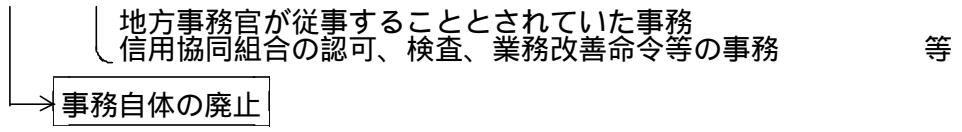
国が行う災害救助に関する事務

国の直接執行事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理する事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

国際協定等との関連に加え、制度全体にわたる見直しが近く予定されている事務

（参考 地方公共団体の事務の新たな考え方）





(改正対象法律)

都市計画法、土地改良法、食品衛生法、公職選挙法、旅券法、統計法等の改正 351法律

2) 普通地方公共団体の条例制定権 (法14)

(1) 法 2 条 2 項における 3 事務区分の見直しに伴い、14条 2 項を見直す。

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない (14)。 侵害留保の原則についての規定 cf内閣法11 法定受託事務に関する条例制定権

「法令に違反しない限りにおいて、自治事務であると法定受託事務であるとを問わず条例制定権の対象になる。法定受託事務についても法令の明示的な委任を要さないで条例を制定できる」(平11.5.26衆行政改革特別委員会・自治大臣答弁)

(2) 条例においても「 5 万円以下の過料」を科すことが可能 (14)。

3) 手数料 (法227・228)

地方公共団体の手数料については、地方公共団体の判断により条例で定めることを基本とする。全国的に統一した取扱いについては、政令により、条例で規定する手数料の対象事務(標準事務)及び金額の標準を定める。

4) 財源措置 (法232)

法律・政令により地方公共団体に事務を義務づける場合においては、自治事務、法定受託事務を問わず、国において、これに要する経費の財源について必要な措置を講すべき。

5) 法定受託事務に係る審査請求 (法255の 2)

法令を所管する立場又は法令の適正な執行を確保する立場から、住民の権利救済の十分な確保を図るため、法定受託事務に係る処分について審査請求を認めるための一般規定を設ける。

都道府県の執行機関の処分等にあっては各大臣を、市町村の執行機関の処分等にあっては知事等を審査庁とする。

(参考 新たな事務区分の制度上の取扱い)

機 関 委 任 事 務	自 治 事 務	法 定 受 託 事 務
	不 可	法令に反しない限り可
条例制定権 (14)	檢閲、検査権等は、自治令で定める一定の事務(国の安全、個人の秘密に係るもの、地方労働委員会・収用委員会の権限に属するもの)は対象外 百条調査権の対象外	原則及ぶ 地方労働委員会・収用委員会の権限に属するものに限り対象外
地方議会の権限 (98 ~ 100)	自治令で定める一定の事務は対象外	原則及ぶ 国の安全、個人の秘密に係るもの、地方労働委員会・収用委員会の権限に属するものは対象外
監査委員の権限 (199)	一般的に、国等への審査請求は可	条例による議決事件追加が可
行政不服審査 (255の2)	原則国等への審査請求は不可	原則国等への審査請求が可
国等の関与	包括的指揮監督権 個別法に基づく関与	関与の新たなルール

6) 地方事務官制度の廃止(現・附則8)

機関委任事務制度の廃止に伴い、同制度を前提として成り立ってきた地方事務官制度を廃止。

(参考 地方事務官制度の廃止等の概要)

(厚生省関係)

都道府県(保険課、国民年金課及び社会保険事務所)で社会保険関係業務に従事している地方事務官を廃止し、厚生事務官(約16,500人)とする。

都道府県の機関として置かれている保険課、国民年金課と社会保険事務所を社会保険庁の地方支分部局に改め、都道府県単位の地方社会保険事務局の下に社会保険事務所を設置する。(厚生省設置法の改正)

(労働省関係)

職業安定関係地方事務官が従事する事務(国の組織を指揮監督する事務等)は、国の直接執行事務とし、職業安定関係地方事務官を労働事務官(約2,200人)とする。

都道府県労働基準局、都道府県女性少年室と都道府県職業安定主務課を統合し、都道府県労働局を設置する。(労働省設置法の改正)

3 国の関与等の見直し

- (1) 法定主義の原則、一般法主義の原則、公正・透明の原則に基づき、地方公共団体に対する国・都道府県の関与の見直し・整備を行う。
- (2) 国と地方の関係を定める基本法である地方自治法において、関与に係る基本原則、新たな事務区分ごとの関与の基本類型、関与の手続及び関与に係る係争処理手續を定める、個別法における関与は基本類型に沿った必要最小限のものにするべく所要の改正を行う。

1) 地方公共団体に対する国・都道府県の関与等(法245~250の6)

(1) 関与の定義(245)

国・都道府県の関与について定義規定を設け、その範囲を明確化。

関与の基本類型である個別の関与を列挙し、基本類型には該当しない関与についても、包括的に規定。

「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関・都道府県の機関が行う次に掲げる行為(表)をいう(法245)。

地方公共団体が固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限る。

国庫支出金等の返還に係るものを除く。補助金適正化法による

(2) 関与の法定主義(245の2)

関与は、法律・政令に根拠を要する。

(3) 関与の基本原則(一般法主義の原則)(245の3)

関与について、その目的を達成するために必要最小限度のものとし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮すべき(245の3)。

自治事務、法定受託事務ごとの関与の基本類型と、協議並びに自治事務の処理について同意、許可・認可・承認、指示を規定することが認められる場合の基準等を規定(245の3~)。

関与はできる限り基本類型に従う。

<自治事務>	技術的助言・勧告	資料の提出の要求	協議	是正の要求・勧告
<法定受託事務>	技術的助言・勧告	資料の提出の要求	協議	同意

許可、認可、承認 指示 代執行

従前の機関委任事務に係る包括的な指揮監督権(現150、151)を廃止。

「助言・勧告」 それに従う何らの法的義務を負うものでない。従わないことをもって不利益な取扱いを受けることはない(247)。

「勧告」 その内容を尊重すべき義務を負う。その履行を強制されるものではない。

「協議」 誠実に協議を行う。協議が調うように努める。(250) 同意まで必要とするものではない。

「同意を要する協議」 話合いの中で互いに自らの意見を述べ両者同意に達する。

「許可・認可・承認」 申請に応諾することによって、本来禁止されている行為につき当該禁止を解除する等の法的効果の生ずるもの、行為の効果を完成させる法的効果を伴うもの。

「指示」 具体的な行為を行うよう求める事。指示された行為を行う義務を負う。

「是正の指示」 是正・改善のための具体的な措置を講すべきことを求める事。
是正改善のための具体的な措置の内容についても指示することが可能。

「是正の要求」 具体的な措置の内容には及ばないもの。(是正改善のための具体的措置の内容は地方公共団体の判断に任される。)

「具体的・個別的に関わる行為」 届出、検査、監査、立入検査、命令、確認 等

(4) 一般ルールとしての関与及び法定受託事務に係る処理基準

基本類型の関与のうち、各大臣・知事等が地方自治法を根拠として行うことができる関与として、次のもの(表)についての根拠規定を設ける。

技術的助言・勧告、資料の提出の要求(245の4)

自治事務についての、是正の要求(245の5)・是正の勧告(245の6)

法定受託事務についての、是正の指示(245の7)・代執行(長が執行するものに限る)(245の8)
各大臣・知事等は、法定受託事務に係る処理基準を定めることができる(245の9)。

「通知」による事も可。指揮監督権の行使としての「通達」という概念はなくなる。

代執行(245の8) (cf)長に対する職務執行命令(現151の2 <削除>)

要件 法令の限定又は各大臣の处分に違反、管理・執行を怠る

他の方法による是正が困難

放置により著しく公益を害す

手続 是正等を勧告 履行を指示 高裁に提訴 (命ずる旨の裁判) 代執行

(5) 関与等の手続(246~250の6)

地方公共団体に対する国・都道府県の関与について、関与類型ごとに、書面主義の原則、許認可等の基準の設定と公表、標準処理期間の設定と公表、届出の到達主義等の手続ルールを規定。

(参考) 事務区分別・根拠法別の関与の類型

□は基本類型。 □は自治法に基づき可。

関与に係る行為	自治事務	法定受託事務	方式・基準
技術的な助言・勧告 (245 Ⅰ)	一般的に可 (245の4)	一般的に可 (245の4)	247
資料の提出の要求 (245 Ⅱ)	必要があるときは可 (245の4)	必要があると認めるときは可 (245の4)	248
是正の要求 (245 Ⅲ)	法令違反、著しく不適正と認めるときは可 (245の5) (同上のときは)県執行機関が市町村に「是正の勧告」が可(245の6)		249
協議 (245 Ⅳ)	計画の調和等、国と地方公共団体との間の施策の調整が必要な場合を除き不可 (245の3)		250
同意 (245 Ⅴ)	以下の場合等を除き不可 (245の3) ・税財政上の特例措置付きの計画 ・国の総量基準に基づく計画	必要があると認められるときは可	250の2 、 250の4
許可・認可・承認 (245 Ⅵ)	法人設立等を除き不可 (245の3)	特に必要があると認められるときは可	
指示	生命・身体・財産保護のため緊急を	特に必要があると認められる	

(245 ハ)	要する場合等を除き不可 (245の3)	ときは可 違法、著しく不適正と認める のときは「是正の指示」が可 (245の7)	249
代執行 (245 ド)	できる限り不可 (245の3)	一定の要件、手続の下に可 (245の8)	
具体的・個別的に関 わる行為 (245)	できる限り不可 (245の3)	できる限り不可 (245の3)	

(6) 自治事務についてのは正の要求等

法令の規定に違反、又は著しく適正な処理を欠きかつ明らかに公益を害しているとき

各大臣が都道府県・市町村に対し、(市町村の事務について都道府県執行機関に指示し) 是正の要求

(245の5) ~ 必要な措置を講すべき法的義務 (245 ハ)

都道府県の執行機関が市町村に対しは正の勧告(245の6) ~ 尊重すべき義務

(cf)内閣総理大臣の適正な事務処理の確保措置(現246の2<削除>)

(7) 自治事務に関する国の直接執行(並行権限の行使) (250の6)

食品衛生法における営業許可の取消・営業停止命令等、建設業法等における立入検査権

建築基準法17による建築許可、都市計画法24による都市計画区域の指定・都市計画の決定、

国土利用計画法、児童福祉法、医療法、精神保健・精神障害福祉法、水道法

(8) その他の関与

自治大臣・知事の技術的な助言・勧告・資料提出要求(252の17の5) (cf)現245<削除>

自治大臣・知事の財務に係る実施検査(252の17の6) (cf)現246<削除>

自治大臣の知事に対する市町村に関する調査の指示(252の17の7) (cf)現246の3<削除>

(参考 関与の廃止・縮減の概要)

関与の廃止の具体例

- ・市町村防災会議に対する都道府県防災会議の指示
- ・教育長の任命に係る文部大臣・都道府県教育委員会の承認
- ・市町村立学校の組織編成等についての都道府県教育委員会による基準の設定
- ・生活保護事務に関する都道府県・市町村に対する厚生大臣の指揮監督、市町村に対する知事の指揮監督
- ・知事が漁業権の変更等によって生じた損失の補償金額の決定に際し必要な農林水産大臣の認可
- ・港湾管理者の臨港地区の設定に対する運輸大臣の認可
- ・公営住宅の管理等に関する建設大臣の指示
- ・公共下水道管理者等の行う工事に対する建設大臣の監督等

関与の縮減の具体例

- ・市町村営の土地改良事業計画の策定に係る知事認可 同意を要する協議へ
- ・漁港修築事業の施行に関する農林水産大臣の許可 届出へ
- ・地方債の発行に係る自治大臣・都道府県知事の許可 原則協議へ
- ・法定外普通税の新設・変更に係る自治大臣の許可 同意を要する協議へ
- ・重要港湾の港湾管理者が海岸保全区域の指定に関して協議に応じようとする場合に必要な運輸大臣の同意 協議へ
- ・二級河川における河川整備基本方針等に係る建設大臣の認可 同意を要する協議・協議へ
- ・都市計画区域の指定変更、都市計画の決定変更に係る建設大臣の認可 同意を要する協議へ

(改正対象法律)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、生活保護法、漁港法、地方税法等の改正 138法律

2) 地方公共団体の意見の申出と国の回答義務(法263の3)

地方公共団体の長、議長の連合組織の意見具申権に対応して、新たに、当該意見に対する内閣の回答努力義務を規定（263の3）。

地方公共団体に対して新たに義務を課す制度の創設等に関する意見については、回答義務を規定（263の3）。

4 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

1) 国地方係争処理委員会（法250の7～250の13）

(1) 地方公共団体に対する国の関与に関する争いを処理するため、総理府（総務省）に国地方係争処理委員会（8条機関）を設置。委員5人（原則非常勤）

(2) 国地方係争処理委員会による審査の手続、訴訟手続（250の13～250の20、251の5）

国地方係争処理委員会に対する審査の申出の対象・当事者、国地方係争処理委員会における審査の手続、国地方係争処理委員会の勧告の要件・効果等を規定。

（参考）国地方係争処理手続の流れ

国行政機関が地方公共団体に關与（又は不作為）

地方公共団体の長等からの国地方係争処理委員会への審査の申出（250の13）

審査申出の対象となる關与

是正の要求、許可の拒否その他の処分、公権力の行使（監査、立入検査等）

不作為 協議不調

國の關与に不服があるとき

審査申出期間内（30日以内）

国地方係争処理委員会の審査（250の14）

勧告 自治事務への關与（協議を除く）の場合

關与が違法又は地方公共団体の自主性・自立性を尊重する観点から不当であるとき

法定受託事務への關与（協議を除く）の場合

關与が違法のとき

通知 上記以外の場合 - 理由がないと認めるとき。

協議について、地方公共団体が義務を果たしたかどうか。

調停 相当であると認めるとき、委員会の職権による。（250の19）

審査期間（90日以内）

国行政機関の措置（250の18）

勧告に即して必要な措置を講じなければならない。

地方公共団体の長等からの訴訟の提起（251の5）

訴訟提起の対象となる關与

審査申出の対象となる關与から協議を除いたもの

訴訟提起ができる場合

委員会の審査結果又は勧告に不服があるとき

国地方係争処理委員会の勧告を受けた國の行政機関が講じた措置に不服があるとき

委員会が90日以内に勧告又は通知を行わないとき

委員会の勧告を受けた國の行政機関が所定の期間内に措置を講じないとき

出訴期間（30日以内）

裁判（高等裁判所）

上告も可能

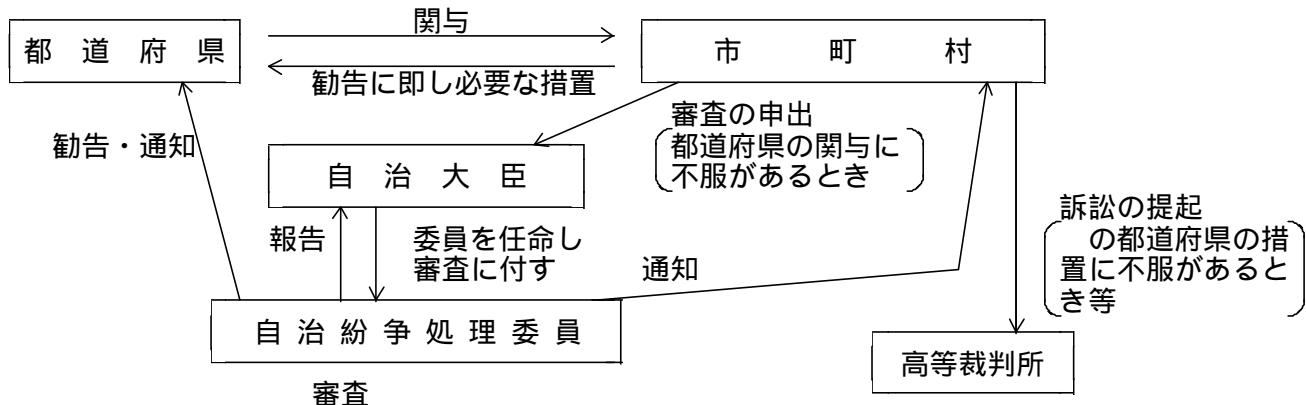
機関争訟の一類型

2) 自治紛争処理委員による調停審査の手続・訴訟（法251～251の4、252）

現行の自治紛争調停委員に係る調停制度（調停制度）及び審査請求等の審理の制度（審理制度）は、基本的に維持。

都道府県の関与について市町村に不服がある場合の審査の申出について、審査し、勧告等を行うことができるよう改定する（勧告制度の創設）。

（参考 都道府県と市町村との間の係争処理の仕組み）



5 権限委譲の推進

1) 個別法改正による権限委譲

権限委譲を積極的に推進するため、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に委譲する。個別法において所要の改正を行う。

（参考 権限委譲の具体例）

国から都道府県へ

- ・重要流域以外の流域内に存する民有林に係る保安林の指定・解除等の権限
- ・2以上の都道府県の区域内に係る採石業者・砂利採取業者の登録・その拒否等
- ・公共下水道事業計画の認可権限

都道府県から政令指定都市へ

- ・都道府県の都市計画決定の権限
- ・都市計画の決定権限（特に広域的な判断を要する都市計画を除く。）

都道府県から中核市へ

- ・中核市の県費負担教職員の研修の権限
- ・毒物・劇物の販売業の登録等
- ・宅地造成工事規制区域の指定
- ・都市計画法に基づく開発審査会の設置

都道府県から特例市へ

- ・宅地造成工事規制区域の指定
- ・土地区画整理事業施行地区内、住宅改良地区内、都市再開発施行地区内等の建築行為の許可等
- ・開発行為の許可権限

都道府県から市（一部については、福祉事務所設置町村を含む。）へ

- ・児童扶養手当の受給資格の認定等
- ・商店街振興組合・商店街振興組合連合会の設立認可等

都道府県から市町村へ

- ・市町村立高等学校の通学区域の指定
- ・身体障害児に係る補装具の交付、身体障害児・知的障害児（知的障害者）に係る日常生活用具の給付

- ・犬の登録、鑑札の交付、注射済票の交付
- その他
- ・温泉の公共の浴用・飲用の許可（都道府県から保健所設置市・特別区へ）
- ・毒物・劇物の販売業の登録（都道府県から保健所設置市・特別区へ）
- ・建築基準法の許可事務等の一部（都道府県から建築基準法の特例により建築主事を置く市町村（建築審査会を設置した場合に限る。）へ）

（改正対象法律）

狂犬病予防法、児童扶養手当法、森林法、都市計画法等の改正 34法律

2) 中核市の指定要件の緩和（法252の23）

中核市指定の要件のうち、人口30万以上50万未満の市について必要とされていた昼夜間人口比率の要件を廃止する（新たに、川越市、横須賀市、岡崎市、高槻市及び奈良市の5市が中核市の要件を満たす。）。

3) 特例市制度の創設（法252の26の3～252の26の7）

20万以上の人口規模を有する市を当該市からの申し出に基づき政令で指定することにより、権限をまとめて委譲するための必要な法制上の措置を講ずる（全国で59市）。

特例市の処理する事務は、中核市が処理する事務のうち、次の事務以外のもの（252の26の3）。

都道府県が一体的に処理することが効率的な事務

事務量からみて特例市が独自で施設、専門職員を設置して処理することが適当でない事務
特例市の指定手続は、中核市の指定手續に準じる（252の26の4等）。

【政令指定都市】

横浜市、大阪市、名古屋市、札幌市、京都市、神戸市、福岡市、川崎市、広島市、北九州市、仙台市、千葉市 計12市

【中核市】

堺市、熊本市、岡山市、浜松市、鹿児島市、新潟市、静岡市、姫路市、金沢市、長崎市、宇都宮市、大分市、岐阜市、和歌山市、福山市、いわき市、長野市、豊橋市、豊田市、高松市、郡山市、富山市、高知市、秋田市、宮崎市 計25市

要件を満たす市

八王子市、松山市、横須賀市(新)、倉敷市、高槻市(新)、旭川市、奈良市(新)、川越市(新)、岡崎市(新) 計 9市 (4 + 5(新))

(新)は中核市要件の緩和後、新たに中核市となる要件を満たすこととなる市。

【特例市】 要件を満たす市

相模原市、船橋市、東大阪市、尼崎市、松戸市、浦和市、川口市、市川市、大宮市、枚方市、豊中市、西宮市、藤沢市、町田市、吹田市、所沢市、柏市、那覇市、函館市、越谷市、青森市、明石市、盛岡市、四日市市、福島市、前橋市、春日井市、市原市、八尾市、大津市、徳島市、一宮市、加古川市、下関市、寝屋川市、茨木市、福井市、山形市、平塚市、水戸市、佐世保市、八戸市、清水市、高崎市、久留米市、富士市、草加市、府中市、茅ヶ崎市、沼津市、吳市、厚木市、上尾市、松本市、大和市、宝塚市、甲府市、春日部市、小田原市 計 59市

【保健所設置市】 指定都市 + 中核市 + 下記の都市

東大阪市(特)、尼崎市(特)、松山市(中)、横須賀市(中)、函館市(特)、下関市(特)、佐世保市(特)、吳市(特)、小樽市、大牟田市、H12.4 相模原市(特)、西宮市(特)、H13.4 倉敷市(中) 計 13市 (追加 3市)

(中)は中核市となる要件（改正後）を満たす市、(特)は特例市の要件を満たす市を表す。

6 必置規制の見直し

個別法の改正により、地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を進めるため、必置規制の廃止・緩和を推進。

「必置規制」とは、「国が地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関を設置しなければならないものとすること」(分権法5)

法律・政令によるもの

- ・行政機関（自治法156～・別表 <削除>）

・施設：地方公共団体が設ける組織であって、自治法の行政機関・附属機関でないもの

- ・特別の資格・職名を有する職員（自治法173の2<削除>・別表 <削除>）：

一般的の職員が有すべき資格等と異なる資格等を有するもの

- ・附属機関（自治法138の4、202の3・別表 <削除>） 審議会、審査会等

補助要綱によるもの ~ 職員

通達等によるもの

民間と共に通して講じられているもの

（参考 必置規制の廃止・緩和の具体例）

附属機関に係る必置規制の廃止

- ・第3種漁港に係る漁港管理会
- ・都道府県水防協議会、市町村水防協議会

職員に係る必置規制の廃止

- ・農業委員会に置かれる農地主事
- ・青年学級主事、青年学級講師
- ・公営住宅監理員、改良住宅監理員

附属機関に係る名称規制の弾力化

- ・都道府県児童福祉審議会
- ・都道府県環境審議会
- ・都道府県職業能力開発審議会

行政機関又は施設に係る名称規制の弾力化

- ・身体障害者更生相談所

職員に係る名称規制の廃止

- ・児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司

職員の資格、専任、配置基準等に係る必置規制の廃止

- ・公立図書館館長の司書資格規制の廃止
- ・医療監視員の資格規制の廃止
- ・計量に関する事務に従事する職員に対する計量教習所の受講を義務づける資格規制

職員の資格、専任、配置基準等に係る必置規制の緩和

- ・食品衛生監視員の必置規制
- ・栄養指導員の必置規制

（改正対象法律）

図書館法、身体障害者福祉法、農業委員会等に関する法律、計量法等の改正 38法律

7 都道府県と市町村の新しい関係

1) 都道府県と市町村の事務配分の原則（法2）

都道府県と市町村の関係について、それぞれの性格に応じた相互の役割分担を明確にし、対等・協力の新しい関係を構築するもの。

現行の都道府県の「統一事務」を廃止する等4つの事務配分を見直し、3事務区分に再構成。

2) 統制条例に係る規定の廃止（現・法14）

都道府県条例による市町村の行政事務に関する必要な規定の設定（統制条例）に係る規定を削除。

3) 条例による事務処理の特例制度（法252の17の2、252の17の3）

- (1) 都道府県から市町村への地域の実情に応じた事務の委譲を推進するため、知事から市町村長への機関委任の制度（現153）、知事から市町村職員への補助執行（現153）を廃止。
- (2) 知事の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例の定めるところにより、市町村が事務を処理することとする制度（条例による事務処理の特例制度）を設ける（152の17の2、152の17の3）。
「条例による事務処理の特例」により市町村が処理することとされた事務は市町村長が管理・執行する。都道府県の条例で、委譲する事務、対象となる市町村を規定する。
条例（事務の範囲を定める規則を含む。）の制定・改廃に当たっては、知事はあらかじめ市町村長と協議しなければならない。
平成11年4月1日において委任している事務については、協議を要しない（一括法附則10）。
- に基づく事務についての都道府県に関する法令等の規定は、当該市町村に関する規定として適用がある。
条例制定に必要な手続等は、施行日前にも可能（一括法附則10）。
- (3) 都道府県教育委員会の権限に属する事務についても、同様の制度を設ける（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55）。

8 地方公共団体の行政体制の整備・確立

- 1) 自主的な市町村合併の推進（市町村の合併の特例に関する法律の改正）
 - (1) 住民発議制度の拡充（合併特例法4の2）
全ての関係市町村で同一内容の直接請求が行われた場合には、各市町村長に対し合併協議会設置協議について議会への付議を義務付け。
 - (2) 都道府県知事による合併協議会設置の勧告（合併特例法16の2）
知事が公益上必要と認める場合に関係市町村に合併協議会の設置の勧告をする場合には、関係市町村の意見を聴き、勧告したことを公表。
 - (3) 普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間の延長（合併特例法11）
合併から10か年度（従来の2倍）は合併しなかった場合の普通交付税を全額保障。その後5年度間で激変緩和。
 - (4) 合併特例債の創設（合併特例法11の2）
市町村建設計画に基づく次の事業で特に必要と認められるものは、10か年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入。
一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て
 - (5) 地域審議会の設置（合併特例法5の4）
合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、当該区域に係る事務に関し新市町村長の諮問により審議又は意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことが可能。
 - (6) 市となるべき要件の特例（合併特例法5の3）
市と市、市と町村の新設合併で要件を備えない場合でも市となることが可能。
 - (7) 旧市町村議会の議員の退職年金に関する特例（合併特例法7の2）
 - (8) 直接請求権に係る罰則規定の整備（合併特例法18、19）

2) 地方議会制度の見直し

- (1) 地方議会の議員定数の見直し等（法90、91）
議員定数は条例で定めることとし、人口区分に応じた上限数を設定する。
市町村については、市の議員に係る人口区分を大括り化するとともに、減数条例の制定状況を勘案した数を上限数とする。 上限数を超えることとなる団体(10.10.1現在) 48市区、61町村
- (2) 地方議会の活性化（法112、115の2）
地方議会の審議の一層の活性化を図るため、普通地方公共団体の議会の議員の議案提出要件及び議案に対する修正動議の発議要件を緩和。
いざれも、議員定数の「8分の1以上」を「12分の1以上」とする。

9 地方財政制度・地方税制関係

1) 地方債制度の見直し（地方財政法の改正）

(1) 地方債の制限

地方債の適債事業の範囲についての明確化。

(2) 地方債の協議等

地方公共団体は、地方債を発行するときは自治大臣・知事（以下、自治大臣等）に協議。

地方公共団体は、協議において自治大臣等が同意をした地方債についてのみ、当該同意に係る公的資金を借り入れることが可能。

自治大臣等が同意をした地方債の元利償還金は地方財政計画に算入。

自治大臣等の同意を得ないで、地方債を発行するときは、地方公共団体の長は、あらかじめ議会への報告が必要。

自治大臣による協議における同意基準及び地方債計画の作成・公表。

ただし、平成17年度までの間は地方債許可制度を維持。

(3) 地方債についての関与の特例

赤字団体、起債制限比率の高い団体、赤字公営企業等は、地方債を発行するときは自治大臣等の許可が必要。

標準税率未満団体は、公共施設等の建設事業に規定する経費の財源とする地方債を発行するときは自治大臣等の許可が必要。

2) 地方交付税制度の見直し（地方交付税法の改正）

(1) 地方団体の意見反映の制度化

地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、自治大臣に対し意見の申し出が可能。

3) 地方税制度の見直し（地方税法の改正）

(1) 法定外普通税の許可制度の見直し

法定外普通税を新設・変更する際の自治大臣の許可を、自治大臣の同意を要する協議に改正。

税源の存在・財政需要の存在に関する要件（積極要件）を廃止。

(2) 法定外目的税の創設

条例で定める費用に充てるため、道府県・市町村が課することができる目的税として法定外目的税を創設。

法定外目的税の新設・変更に当たっては、自治大臣に協議し、その同意が必要。

自治大臣は、法定外目的税の新設・変更に係る協議の申出を受けた場合には、一定の事由があると認める場合を除いて同意。

法定外目的税の徴収は、普通徴収、申告納付、特別徴収又は証紙徴収の方法による。

4) 地方税財源の充実確保（一括法附則251）

地方公共団体が事務・事業を自主的・自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方策について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

10 法律案の施行期日

法律案の施行期日は、次の事項等を除き、原則として平成12年4月1日とする。

施行期日を平成12年4月1日より前にするもの（公布の日）

手続き関係（例） - 国地方係争処理委員会委員の任命関係（地方自治法）

市町村合併の推進に関する事項関係（合併特例法）

施行期日を平成12年4月1日より後にするもの（例）

平成15年1月1日 地方議会の議員定数関係（地方自治法、合併特例法）